

浜田市上下水道事業管理告示第7号

浜田市公共下水道事業受益者負担及び受益者分担に関する条例(平成17年浜田市条例第235号)第5条の規定により、賦課対象区域を定めたので、次のとおり告示します。

令和7年2月7日

浜田市長 久保田 章 市

- 1 賦課対象区域
浜田市三隅町西河内1029番乙
- 2 賦課対象区域に関する図書の縦覧場所
浜田市上下水道部下水道課